

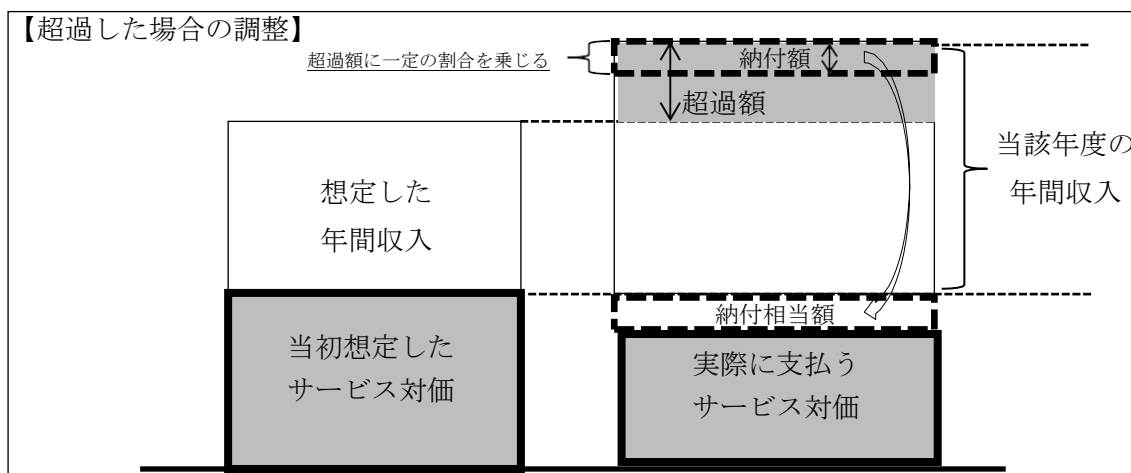
事業の実施状況によって調整するサービス対価の概要

実際の年間収入が想定した年間収入を超過した場合及び下回った場合の調整方法については、下記のとおりとする。

(1) 実際の年間収入が想定した年間収入を超過した場合

当該年度の年間収入が、想定した年間収入を超過した場合、超過額に一定の割合（還元率）を乗じた金額を機構に納付するものと想定し、当該納付額と機構が当初想定したサービス対価の同額を相殺する（実質的には納付相当額をサービス対価から控除する）。

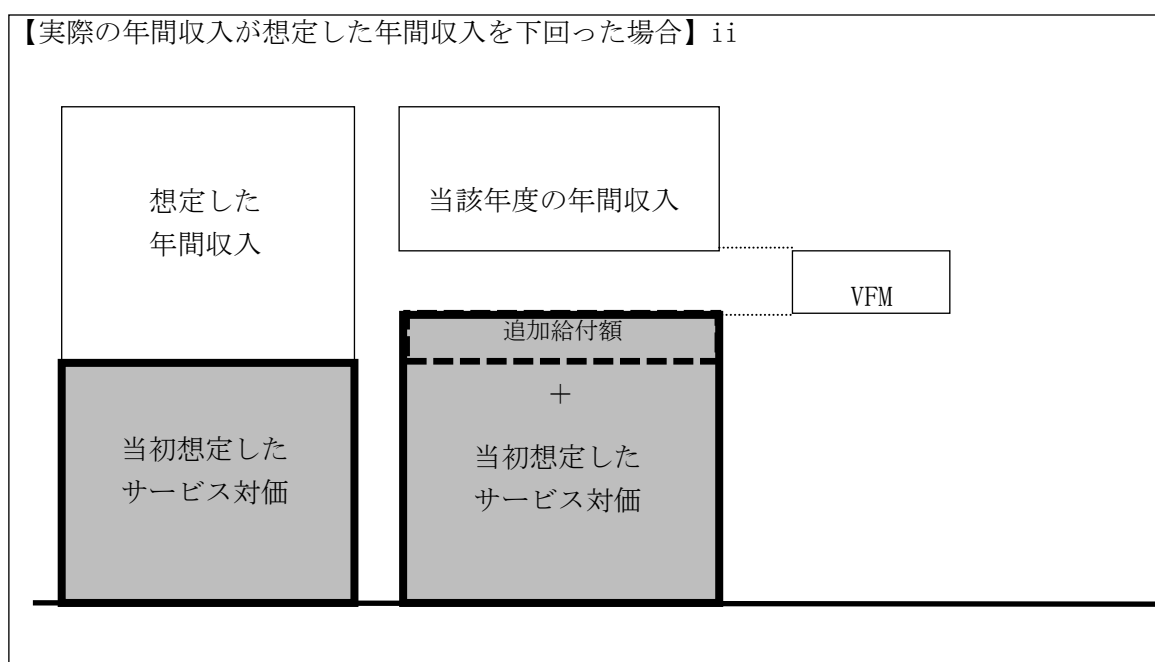
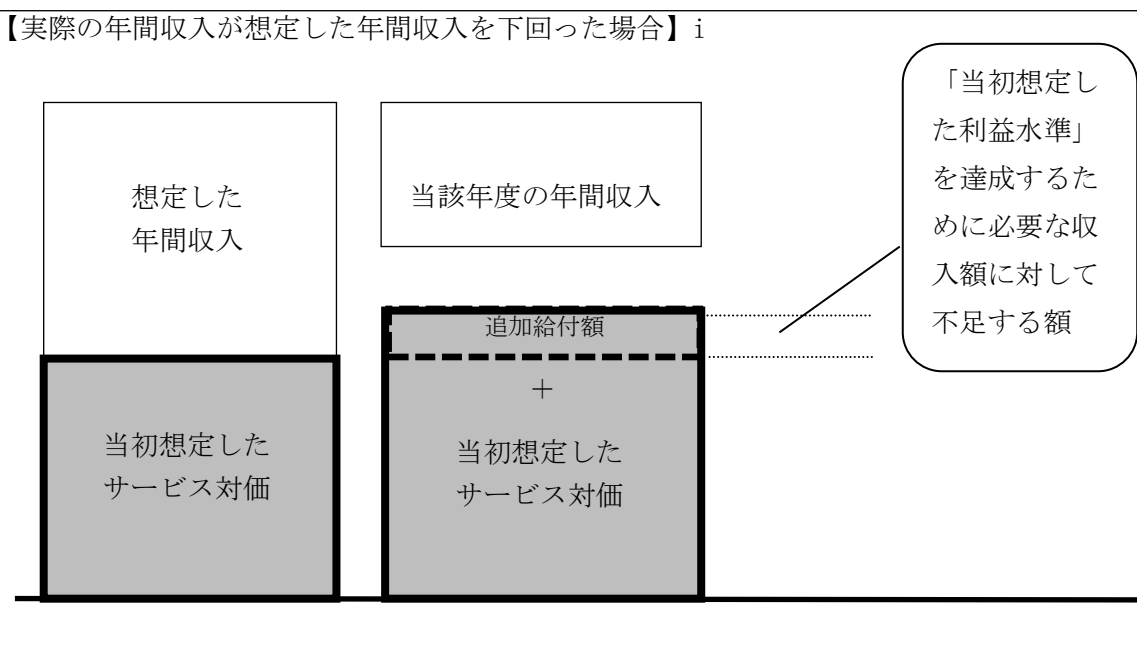
還元率は運営権者たる PFI 事業者が事業者選定段階で提案し、機構との合意により実施契約に約定した率とする。



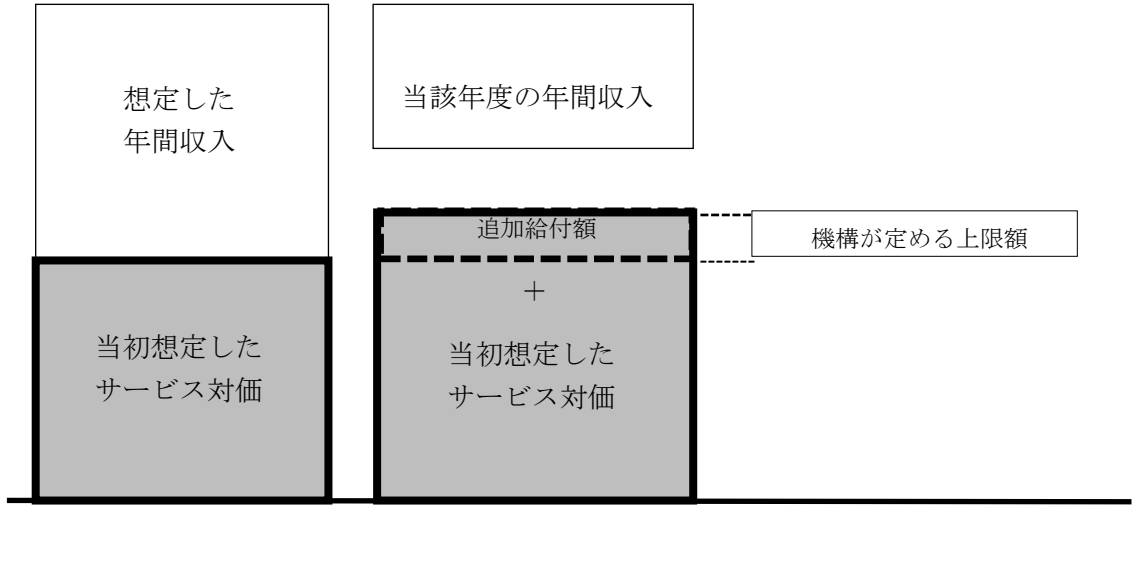
(2) 実際の年間収入が想定した年間収入を下回った場合

当該年度の年間収入が、想定した年間収入を下回った場合、機構は一定額を追加で支払う（この額を「追加給付額」という。）追加給付額は、下記3つのうち最も低い金額とする。ただし、下回った場合であっても、例えば展覧会入場者の有料率が他の類似館や同様の企画展などと比較して低い場合や、当初想定の有料率よりも著しく低い場合を始め、運営権者たる PFI 事業者としての業務履行が妥当でないと判断される場合は、当該給付を行わない。

- i 運営権者たる PFI 事業者の事業期間にわたる事業収支(当該時点以降については計画)を基にした、運営権者たる PFI 事業者が「当初想定した利益水準」を達成するために必要な収入額に対して不足する額
- ii 事業者選定時の VFM を達成するために機構が支払うことが可能な上限額
- iii 機構が定める支払上限額 (5,000 万円を上限とする。ただし、当年度までのサービス対価の総額は、当年度までの本事業における機構の予算額の範囲内までとする。)



【実際の年間収入が想定した年間収入を下回った場合】 iii



(計算例)

特定の年度において展覧会入場者数が想定展覧会入場者数を大きく下回った結果、年間収入が想定年間収入を下回った場合の追加給付額の考え方

- i 運営権者たる PFI 事業者が当初想定した利益水準を達成するために不足する金額：100 万円
- ii 事業者選定時の VFM を達成するために機構が支払うことが可能な上限額：150 万円
- iii 機構が定める支払い上限額：105 万円

i~iii のうち最小金額は i にて算定された 100 万円であることから、当該年度における追加給付額は 100 万円となる。

(3) 開館日を含む事業年度及び以降の 3 事業年度の取り扱い

(1) 及び (2) にかかわらず、開館日を含む事業年度及び以降の 3 事業年度については、以下のとおりとする。

- ① 実際の年間展覧会収入が想定した年間展覧会収入を超過した場合、その超過額全額を機構に納付するものと想定し、当該納付額と機構が当初想定したサービス対価の同額を相殺する（実質的には納付相当額をサービス対価から控除する）。

- ② 実際の年間その他収入が想定した年間その他収入を超過した場合、その超過額に一定の割合（還元率）を乗じた金額を機構に納付するものと想定し、当該納付額と機構が当初想定したサービス対価の同額を相殺する（実質的には納付相当額をサービス対価から控除する）。還元率は（１）と同様とする。
- ③ 実際の年間展覧会収入が想定した年間展覧会収入を下回った場合、機構はその下回った額を追加で支払う。